

# ついていませんか？住宅用火災警報器！

● **全ての住宅に設置が必要です。**

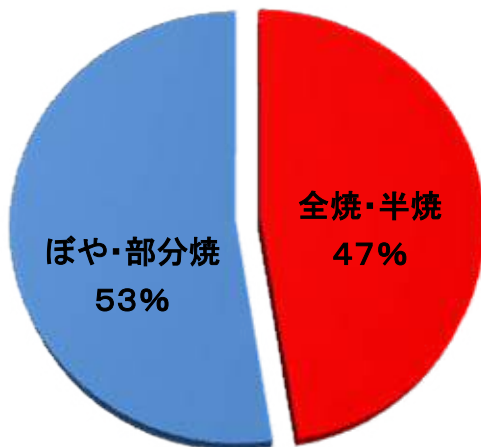
【設置が必要な場所】

- ① 全ての寝室
- ② 2階以上の階に寝室がある場合、階段にも必要

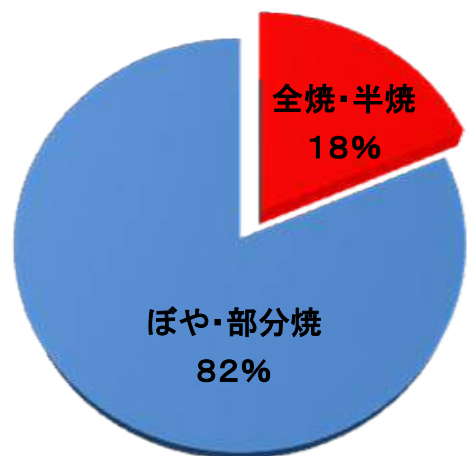


● 新潟市の焼損程度別住宅火災発生状況（平成23年～平成27年）

【住警器設置なし】



【住警器設置あり】



※住警器設置なしの「全焼・半焼」は設置ありに比べて約2.6倍多くなっています。  
住警器設置ありの場合は、「ぼや・部分焼」の割合が多くなっています。

● 住宅用火災警報器の設置により大事に至らなかった事例

【事例1】

3階で就寝中、寝室の警報器が鳴動したため、2階リビングへ降りたところ、部屋中が煙で充満しており暖房機から炎が出ていたので、水で濡らしたタオルで消火し大事に至らなかった。

【事例2】

石油ストーブの上に洗濯物を吊るして乾燥させていたところ、警報器が鳴動したので確認すると、衣服がストーブの上に落下して燃えていたため水道水で消火し大事に至らなかった。

【事例3】

布団の上で寝たばこをし、警報器の音で目が覚め布団から煙が出ていたため、鍋に水を入れて消火し大事に至らなかった。

【事例4】

鍋をかけたまま外出し空焚きになったが、設置していた警報器の音と焦げ臭いにおいにより通行人が気づき大事に至らなかった。



新潟市中央消防署ホームページ

[http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/syokai/shinai\\_syobo/shobo\\_chuo/index.html](http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/syokai/shinai_syobo/shobo_chuo/index.html)

新潟市中央消防署 市民安全課予防調査係 TEL 025-288-3119